

# 「今後のパートタイム労働対策に関する研究会報告書」 【概要】

(平成23年9月15日公表)

## I . 研究会

- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。)の一部を改正する法律(平成19年法律第72号)附則第7条において、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。
- この規定を踏まえ、本年2月より、学識経験者からなる「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」(座長・今野浩一郎学習院大学教授)を開催して10回にわたり検討を行い、9月15日に報告書が取りまとめられた。

## II . 研究会 参集者

- |         |                 |        |               |
|---------|-----------------|--------|---------------|
| 浅倉 むつ子  | 早稲田大学大学院法務研究科教授 | 佐藤 博樹  | 東京大学大学院情報学環教授 |
| ○今野 浩一郎 | 学習院大学経済学部教授     | 水町 勇一郎 | 東京大学社会科学研究所教授 |
| 黒澤 昌子   | 政策研究大学院大学教授     | 山川 隆一  | 慶應義塾大学法科大学院教授 |
| 権丈 英子   | 亜細亜大学経済学部教授     |        |               |

(○は座長。敬称略、五十音順)

## III . 研究会 報告書 概要

【パートタイム労働者の待遇改善をより一層進めるために考えられる選択肢を幅広く整理】

### 第1 総論

- 1 パートタイム労働をめぐる現状
- 2 検討に当たっての基本的考え方
- 3 パートタイム労働の課題
- 4 留意事項

### 第2 今後のパートタイム労働対策

- 1 通常の労働者との間の待遇の異同
- 2 待遇に関する納得性の向上
- 3 教育訓練
- 4 通常の労働者への転換の推進
- 5 パートタイム労働法の実効性の確保
- 6 その他